

平成19年9月11日

法 務 大 臣 鳩山 邦夫 殿
文 部 科 学 大 臣 伊吹 文明 殿
司法試験委員会 委員長 高橋 宏志 殿
財団法人大学基準協会会長 長田 豊臣 殿

新司法試験問題漏洩疑惑事件に対する措置・対策について（概要）

早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）

司法制度改革研究会¹

代表 鈴木 幹太

同 中岡 起代子

（早稲田大学大学院法務研究科 2007年度修了生）

同 吉賀 朝哉

（早稲田大学大学院法務研究科 3年）

意見の趣旨

1 はじめに

植村栄治元考査委員（公法系・行政法）の不適正な行為が判明し、平成19年6月2日、植村元考査委員が解任されました。平成19年8月3日には、法務省及び司法試験委員会は、平成19年新司法試験について特段の措置をとる必要はない旨の決議・決定がなされたことを発表しました（平成19年8月3日付・法務省大臣官房人事課「平成19年新司法試験に対する措置について」）。

法科大学院制度、司法試験の運営には、厳格な公正性・公平性が要請されると同時に、厳格な公正性・公平性が維持されていることにつき、国民の理解と信頼を得ていくことも重要である。なぜなら、制度の厳格な公正性・公平性が維持されているかを最終的に判断するのは、他ならぬ国民であるべきだからである。

失われた法科大学院制度や司法に対する信頼を回復するためには、今回とられた措置は不十分であり、より厳正かつ透明な対処が必要である。

2 今回の事件に対してとられた措置について

（1）法務省及び司法試験委員会において行われた調査内容及び植村元考査委員による不適正行為の具体的内容につき具体的かつ詳細な報告・公表がなされるべきである。

（2）新司法試験に関する措置を行うか否かの判断は、原則として、採点結果の検証を踏まえてなされるべきであり、こうした方法によることではじめて国民の納得も得られる。

論文式試験の採点結果を加味せずに判断するに至った理由を十分に説明すること、論文

¹ 早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）司法制度改革研究会は、法科大学院制度を中心に、司法制度改革全般のよりよき発展のため、法科大学院生またその修了生としての立場から、社会に対し、意見を発信していくことを目的とする研究会である。早稲田大学法科大学院の教員の方々からも、ご支援、ご協力をいただいているが、早稲田大学法科大学院の院生、修了生が自主的に行っている活動である。

式試験の採点結果が出次第、速やかに再検証を行い、国民に対してその結果と判断につき、説明・報告を行うことの二点は最低限行われるべき措置である。

3 今後の再発防止に向けた対策について

(1) 慶應義塾大学大学院法務研究科及び他の法科大学院に対する措置について

「公平性、開放性、多様性」の理念の下に、多額の税金を投入して設立された法科大学院において、その設立理念の趣旨を潜脱するような行為が行われることは決して許されない。今回問題となった慶應大学法科大学院のみならず、全国の法科大学院において、このような不適正な行為がなされていないか、厳格に調査検討がなされるべきである。

(2) 今後の新司法試験制度の運用について

① 新司法試験の合格率が制度設計時に想定されていた値よりも低下した結果、一定の合格率を確保することが多くの法科大学院にとって、競争力を維持するために不可欠となっていることから、今後も今回のような不適正な行為が再び生ずるおそれが制度自体に内在している。

② 審査委員と法科大学院教員との分離の検討

そのために、まず、審査委員と法科大学院の教員を原則として分離する体制についても、実現が可能かどうか、検討がなされるべきである。たとえば、i) 試験問題作成を担当する審査委員のみ専任（ただし所属を司法研修所とし、裁判官研修・司法修習教官職との兼任は認める）、給与を国庫負担とし、採点を担当する審査委員は法科大学院教員と兼任とし、採点基準は公表する、ii) 審査委員の任期を短くした上で、審査委員在任中は、学部の講義のみを認める等の体制につき、検討を行うべきである。

③ 審査委員と法科大学院教員との兼任を前提とした場合の対策

もっとも、上記のような審査委員と法科大学院教員との分離論に対しては、法科大学院の授業と司法試験との連携の確保が困難となるとの批判がある。また試験問題の質が低下し、あるいは、法科大学院での学修が判例・実務を追従するものになること等の懸念も指摘されている。今回の事件を受けての再発防止策としても、このような理由から、審査委員と法科大学院教員とを分離することは困難であるとの判断がなされることも考えられる。

しかしながら、審査委員と法科大学院教員の兼任を前提とした場合、不適正な行為が再発するリスクが存在するから、十分な対策を講じる必要がある。

4 おわりに

今回の不祥事は、新司法試験の合格率が制度設計時に想定されていたものとは異なり、大変に低いものとなったことに端を発している。法曹養成の関係者は、今後求められる法曹のあり方について従来の法曹イメージにとらわれることなく、司法制度改革の真の理念を反映し、実社会のニーズをふまえた法曹養成制度の検討・運用を行っていくべきである。特に、合格者数と法科大学院の定員の乖離の問題については、司法制度改革の理念に沿う制度としていくために必要な合格率を維持できるよう、日弁連、法科大学院協会、各法科大学院等とも協力し、適正な合格者数、法科大学院の定員とするための対策に早期に取り組むべきである。

以上

平成19年9月11日

法 務 大 臣 鳩山 邦夫 殿
文 部 科 学 大 臣 伊吹 文明 殿
司法試験委員会 委員長 高橋 宏志 殿
財団法人大学基準協会会長 長田 豊臣 殿

新司法試験問題漏洩疑惑事件に対する措置・対策について

早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）

司法制度改革研究会¹

代表 鈴木 幹太

同 中岡 起代子

（早稲田大学大学院法務研究科 2007年度修了生）

同 吉賀 朝哉

（早稲田大学大学院法務研究科 3年）

1 はじめに

植村栄治元考査委員（公法系・行政法）の不適正な行為が判明し、平成19年6月2日、植村元考査委員が解任されました。平成19年8月3日には、法務省及び司法試験委員会は、植村元考査委員の不適正な行為を受けて、公法系考査委員による短答式・論文式双方の公法系の問題すべての検討を進めたこと、考査委員全体会議・司法試験委員会において平成19年新司法試験について特段の措置をとる必要はない旨の決議・決定がなされたことを発表しました（平成19年8月3日付・法務省大臣官房人事課「平成19年新司法試験に対する措置について」）。

発表の中では、検討内容として、問題とすべき短答式・論文式試験を挙げた上で、短答式試験第18問については植村元考査委員による情報提供の内容の認定結果と成績面での検討を、論文式試験第1問・第2問については同委員による情報提供の内容の認定結果をそれぞれ公表した上で、情報提供を受けた者にとって、特に有利であったとはいえないとの判断が示されました。

法科大学院制度の運用は始まったばかりであり、法科大学院が社会の信頼を得ることができるか、正念場ともいえるべき時期にあります。そんな中、社会から一流と目されている

¹ 早稲田大学大学院法務研究科（法科大学院）司法制度改革研究会（以下「司法制度改革研究会」という）は、法科大学院制度を中心に、司法制度改革全般のよりよき発展のため、法科大学院生またその修了生としての立場から、社会に対し、意見を発信していくことを目的とする研究会である。早稲田大学法科大学院の教員の方々からも、ご支援、ご協力をいただいているが、早稲田大学法科大学院の院生、修了生が自主的に行っている活動である。

法科大学院の教員であり、かつ、幅広い識見と法に携わる者としての高度の倫理を備えているとして、司法試験考査委員に選任された植村元考査委員がこのような行為を行ったことを、私たちは、深刻な事態であると認識しております。

司法制度改革審議会意見書によれば、法曹は、「社会生活上の医師」として、社会を公正・公平なものとしていく使命を担っています。法科大学院制度や司法試験は、そのような使命を果たし、国民によりよい法的サービスを提供する法律家を養成するための、まさに“国民のための制度”です。そのため、法科大学院制度、司法試験の運営には、厳格な公正性・公平性が要請されると同時に、厳格な公正性・公平性が維持されていることにつき、国民の理解と信頼を得ていくことも重要です。なぜなら、制度の厳格な公正性・公平性が維持されているかを最終的に判断するのは、他ならぬ国民であるべきだからです。

法科大学院、司法試験双方に携わる法律の専門家により行われた今回の不祥事は、制度の根幹をなす国民からの信頼を失わせました。従いまして、私たちは、失われた法科大学院制度や司法に対する信頼を回復するためには、今回とられた措置は不十分であり、より厳正かつ透明な対処が必要と考えます。関係各位におかれましては、今回とられた措置につき再検討を行い、必要な措置・対策をとられますことを強く要望いたします。

2 今回の事件に対してとられた措置について

(1) 今回の措置における調査及び報告・公表のあり方について

① 報告書には、不適正行為に関連する問題について検討がすすめられてきたとの記載はあるものの、植村元考査委員の不適正行為に関し、どのような調査が行われたかに関する具体的記載はほとんどありません。

また、報告書において、植村元考査委員の不適正行為の内容につき、たとえば、論文式公法系第2問について、答案練習会の中で、出題に一部関連する論点を取り扱われていることや情報提供された判例の中に、出題の題材となった出入国管理及び難民認定法に関する判例があることが認定されています。

しかしながら、どの論点がどのように取り扱われたのか、どの判例がどのように情報提供されたのかといった不適正行為の具体的内容については、報告書の記載からは明らかではありません。

同様に、植村元考査委員以外の考査委員に同様の不適正行為がなかったかについて、考査委員からの報告や文部科学省からの情報提供を受けるなどして、必要な事実確認を行い、問題となるものは認められなかったとの記載があります。しかしながら、必要な事実確認とはいかなる事項をいうのか明らかではありません。

以上のように、報告書において、調査の具体的内容、不適正行為の具体的内容が明らかにされているとはいえ、概要が記載されているにとどまります。

私たちは、法務省及び司法試験委員会において行われた調査内容及び植村元考査委

員による不適正行為の具体的内容につき具体的かつ詳細な報告・公表がなされるべきであると考えます。私たちがこのように考える理由は以下の通りです。

- ② 司法制度改革審議会意見書は、法曹を、「国民が自律的存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持し発展させていくために」、「司法の運営に直接携わるプロフェッションとして」「いわば『国民の社会生活上の医師』として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供する」存在として位置づけました。そして、法曹を養成する法科大学院制度及び司法試験制度は、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度」として設計されています。中でもその中核に位置づけられた法科大学院での教育については、教育理念として「公平性、開放性、多様性」が掲げられています。

このように、法曹が、「国民の社会生活上の医師」として、国民に対して社会を法の支配の行き届いた公正かつ公平なものとする使命を負っている以上、そのような法曹を養成する法科大学院制度及び司法試験制度もまた、その設置および運営にあたって公正性・公平性、さらにはその前提としての透明性が強く要請されるものと考えられます。これらの要請は、ふたつの制度が、“国民のための制度”であることから当然に導かれるものといえます。そして、この法曹養成制度が“国民のための制度”であることからすれば、制度に対する国民からの信頼の維持は、制度の設計・運営に携わる者が当然に負うべき使命ということになります。なぜなら、制度の公正性・公平性が維持されているかの最終的な判断をするのは、他ならぬ国民だからです。

故に、制度に対する信頼が失われ、あるいは低下した場合には、制度関係者は、信頼の回復に向けて最大限の努力をすることが求められます。

今回の事件は、司法試験の問題作成者が自らの所属する法科大学院の院生に対して、自らの所属する法科大学院の司法試験合格率を上げるために、試験問題作成後、試験直前期に、試験問題に関する情報を提供したものであり、この行為は、制度に対する信頼を根幹から揺るがす極めて不適切な行為といえます。このような事件をマスコミ等からの報道で見知った国民は、深刻な事態だと受け止めていると思われます。

したがって、植村元考査委員により不適正行為が行われたことを前提としても、司法試験において、なお厳格な公正性・公平性が保持されていることにつき、国民の十分な理解を得ることができるだけの調査、報告が必要です。

しかしながら、今回の報告書は、調査の具体的内容、不適正行為の具体的内容が十分に明らかとなっておらず、司法試験委員会、考査委員全体会議がいかなる事実を認定したか、国民にとって不明なままとなっています。

このような状況では、司法試験に対する失われた社会の信頼を回復することは難しく、信頼回復に向けた真摯な努力がされたということではできません。

(2) 今回の措置が、論文式試験の採点結果の検証を踏まえていないことについて

今回、法務省及び司法試験委員会は、平成19年8月3日という、論文式試験の採点結果が出る前の段階において、論文式試験も含め、平成19年新司法試験について、特段の措置をとらない旨の決定を行いました。

国民のための法曹養成制度に対する信頼が損なわれた場合には、制度関係者が信頼回復に向けた最大限の努力をすべきことは先述の通りです。法科大学院及び司法試験を含む一連の法曹養成制度が、国民のための制度として設計されている以上、国民からの信頼確保は最優先の課題であり、その信頼が損なわれたときには、国民の納得を得てその信頼を回復すべく、より一層慎重な対応が望まれるものと考えられます。

世間一般に、制度の信頼を損なう結果をもたらす不祥事が起こった場合、通常は、問題とされている事項に関する最も端的なデータが検証され、その結果浮かび上がった事実に対して評価を行い、判断が下されます。

今回の事件では、植村元考査委員による答案練習会等での情報提供が、受講生に対し新司法試験を受ける上で有利なものであったといえるかが問題とされています。したがって、有利か否かの判断も、慎重を期し、その結果が最も端的に現れる採点結果の検証を踏まえてなされるべきことが、原則であるべきです。実際、法務省及び司法試験委員会も、上記調査において、短答式試験については認定事実の公表とそれに対する判断の開示のみならず、慶應大学法科大学院修了の受験者とその他の受験者とで採点結果の比較を行っています。

このように、新司法試験に関する措置を行うか否かの判断は、原則として、採点結果の検証を踏まえてなされるべきであり、こうした方法によることではじめて国民の納得も得られると考えます。故に採点結果の検証を踏まえないのであれば、それを不要とするだけの確固たる理由を国民に対して示すべきです。

私たちは、少なくとも、論文式試験の採点結果を加味せずに判断するに至った理由を十分に説明すること、論文式試験の採点結果が出次第、速やかに再検証を行い、国民に対してその結果と判断につき、説明・報告を行うことの二点は、国民からの信頼確保の観点から、最低限行われるべき措置であると考えます。

3 今後の再発防止に向けた対策について

(1) 慶應義塾大学大学院法務研究科及び他の法科大学院に対する措置について

慶應大学法科大学院に所属する教員であり、同法科大学院のトップに次ぐ委員長補佐の地位にもあった植村元考査委員が、同法科大学院の施設を使って行った行為である上、試験問題作成後に考査委員が答案練習会を実施することを同法科大学院が黙認・推奨していた可能性も高いと考えられます。従って、同法科大学院の関与がないといえるのか、仮にあるとすれば同法科大学院に対してどのような処分が必要かを調査検討すべきです。

司法制度改革審議会意見書によれば、法科大学院制度は、旧司法試験制度下において、「司法試験における競争の激化により、学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、『ダブルスクール化』、『大学離れ』と言われる状況を招いており、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っている」ことの反省から設けられました。そこでは、先述のように「プロセス」としての法曹養成制度が提言されており、法科大学院が司法試験の合格それ自体を目的とする教育機関ではないことが高らかに宣言されています。「公平性、開放性、多様性」の理念の下に、多額の税金を投入して設立された法科大学院において、その設立理念の趣旨を潜脱するような行為が行われることは決して許されません。今回問題となった慶應大学法科大学院のみならず、全国の法科大学院において、このような不適正な行為がなされていないか、厳格に調査検討がなされるべきです。

また、平成19年度に、慶應大学法科大学院の認証評価が、大学基準協会により行われることとなっています（http://www.juaa.or.jp/news/detail_13.html）。司法制度改革審議会意見書でも、「法科大学院の第三者評価（適格認定）の仕組みは、新たな法曹養成制度の中核的機関としての水準の維持、向上を図るためのもの」とされており、「客観性・公平性・透明性」の確保された機関構成による評価を行うことで、法科大学院制度に対する社会の信頼を確保する意義を有するものであるといえます。

今回の植村元考査委員の行為は、先にも述べましたように法科大学院制度に対する国民からの信頼を著しく損なうものであり、今回の事態の重大性は同委員が考査委員としてはじめて解任されたことから明らかです。こうした事態の再発を防止するためには、法科大学院の適正かつ健全な運営の確保が不可欠ですが、このような適正さ・健全さを担保しうる制度は、認証評価制度の他にありません。故に、慶應大学法科大学院に対する認証評価についてはもとより、今後実施される全国の法科大学院に対する認証評価についても、信頼回復の見地から極めて厳格に行う必要があります。

(2) 今後の新司法試験制度の運用について

- ① 今回のような事態に対処するには、上記のように法科大学院制度の適正かつ健全な運用が求められますが、より根本的には、新司法試験考査委員と法科大学院との関係について再検討する必要があります。今回の植村元考査委員の行為も、自己の所属する法科大学院の新司法試験合格率を上げることを目的としてなされたものであったということは新聞等でも報じられている通りです。このように新司法試験の合格率が制度設計当時に想定されていた値よりも低下した結果、一定の合格率を確保することが多くの法科大学院にとって、競争力を維持するために不可欠となっていることから、今後も今回のような不適正な行為が再び生ずるおそれが制度自体に内在しているといえます。司法試験制度においては厳格な公平性が維持される必要がありますから、現状を踏まえ、十分な再発防止策を講じる必要があります。

② 審査委員と法科大学院教員との分離の検討

そのために、まず、審査委員と法科大学院の教員を原則として分離する体制についても、実現が可能かどうか、検討がなされるべきです。なお、一部の見解は、審査委員を研究者にするか実務家にするかという点に重きを置くようですが、審査委員に実務家を配置するにしても、およそ審査委員は教員として指導にあたるべきではないという点にこそ問題の核心があることに留意していただきたいと考えます。

今回の問題に対する対処としては、審査委員と法科大学院の教員を兼任することを前提に、規制を強化（採点基準等について何らかの情報が示唆され、漏洩することを避ける目的での、担当科目における定期試験の返却・解説行為の禁止・法文書作成指導の禁止等）する方向で対処することも考えられます。

しかしながら、このような形で規制を強化しようとしても、どの程度の指導方法であれば公正かつ公平であると評価しうるか、その線引きをすることは極めて難しいのではないかと思います。また、グレーゾーンにあたる行為（たとえば審査委員が担当する講義の中で、特定の論点を、通常考えられる以上に過度に重要であると指摘した行為、審査委員が試験問題に関連する可能性のある質問を研究室で個別に受け付ける行為等）から得られた情報であっても、それに基づいて学習を行うか否かでは、大きな差となることは避け難いでしょう。

さらに、上記のような形で審査委員を兼任する教員の指導方法に対する規制を強化することは、教員の裁量の幅を大きく狭め、優秀かつ稀少な法科大学院教員の自由で創造的な授業運営を著しく阻害し、結果として法科大学院の教育機関としての意義を大きく損なうこととなると考えます。優秀な教員から充実した講義を受け、その実施する試験及びそれに対するフィードバックを享受するという、一連のプロセスとしての教育を受ける法科大学院生の権利を実質的に奪うことは、新しい法曹養成制度の意義を没却する点において許されないものであると考えます。

このような分離論に対しては、試験問題の質の向上・法科大学院の授業と司法試験との連携を重んじる立場から懸念が示される向きもあります。しかしながら、質の問題については、各年度に審査委員専任の法科大学院教員を配置する（たとえば①試験問題作成を担当する審査委員のみ専任にして給与を国庫負担とし、採点を担当する審査委員は兼任にし、採点基準は公表する、②審査委員の任期を短くした上で、審査委員在任中は、学部の講義のみを認める等）等の体制とすることにより、対応が可能ではないかと思えます。また、授業と試験との連携強化についても、各法科大学院の教員と審査委員が授業内容と試験問題の整合性を厳格に事後チェックし、それを積み重ねていくこと等で、対応は可能でないかと思えます。以上の点について、新司法試験が法曹としての基本的な知識・考え方が身に付いているかを判断するための“資格試験”であることをふまえ、検討すべきです。

③ 審査委員と法科大学院教員との兼任を前提とした場合の対策

もつとも、上記のような考査委員と法科大学院教員との分離論に対しては、法科大学院の授業と司法試験との連携の確保が困難となるとの批判がなされています。また、考査委員専任のための優秀な研究者教員を多数確保することが困難であること、考査委員としての専任期間中の法科大学院教員への給与財源の確保が困難であることから、分離論を前提とすると考査委員の構成は実務家中心とならざるを得ないところ、これでは、法理論に長けている実務家とそうでない実務家との落差が激しい等の理由から、試験問題の質が低下し、あるいは、法科大学院での学修が判例・実務を追従するものになること等の懸念が指摘されています。今回の事件を受けての再発防止策としても、このような理由により、考査委員と法科大学院教員とを分離することは困難であるとの判断がなされることも考えられます。

しかしながら、考査委員と法科大学院教員の兼任を前提とした場合、不適正な行為が再発するリスクが存在します。試験の公正性・公平性に疑念を抱かせない仕組みを作っていくことが重要であり、以下の点に配慮した十分な対策を講じる必要があります。

ただし、不適正行為の防止のために実効性があり、かつ、弊害の少ない行為規範の策定は極めて難しく、国民の信頼確保の観点からは、考査委員と法科大学院教員の分離こそがまず第一に検討されるべきことに留意が必要です。

i) 不適正な行為の明確化

どこまでが不適正な行為かの判断は難しく、個々人によって判断は変わり得るものですから、そのような余地が生じないように、明確なガイドラインを設定する必要があります。

ii) 教員に対する必要最小限の制約とすること

新司法試験においては、法科大学院における学修が身につけているかが問われるのでありますから、法科大学院のカリキュラムは、すべて試験と関連します。試験対策の定義があいまいなままで、考査委員の法科大学院における指導方法を制約することは、本来実施することが望ましい指導方法までも禁止することに繋がりがかねません。

iii) 法科大学院で修得されるべき事項につき、各法科大学院間、各教員間でばらつきが出ないようにするため必要な対策を取ること

法科大学院の授業内容につき、現状では、各法科大学院間、各教員間で決して小さいとはいえないばらつきがあります。ばらつきがあるために、考査委員がいる法科大学院とそうでない法科大学院、考査委員の授業を受けることができた院生とそうでない院生との間で、不公平が生じていると言わざるを得ません。全国の法科大学院修了生が共通して修得しておくべき事項を定めた上で、それを公開し、その範囲から司法試験問題を出題する等の方針について、法科大学院の教員、司法試験考査委員の間で、合意が得られるよう法科大学院協会、司法試験委員会、考査委員等の間で十分な議論がなされるべきです。

iv) 不適正、不公平な行為が起り得ることを前提に、起こった場合のペナルティーをあらかじめ明確にしておくこと

法科大学院が法曹資格の取得（前提としての新司法試験の合格）を前提とした教育機関である以上、法科大学院教員も司法試験合格率については無関心ではいられないと思われます。故に、今後も、不適正な行為が、相当程度の確率で起り得ることは否定できません。今回の措置が、不適正な行為が行われても、法科大学院、受験生にはペナルティーが与えられないとの誤ったメッセージととらえられないように、不適正な行為が起こった場合、関係した法科大学院、受験生には厳正なペナルティーが与えられ得ることを明確にしておく必要があります。

v) 採点基準、審査委員の実施する授業、期末試験等につき、情報公開を行うこと

採点基準が公開されていない現状では、採点基準を知っている審査委員の授業を受ける院生と採点基準を知らない教員の授業を受ける院生とでは、指導を行う教員側に不可避免的に指導方法に差が生じうる結果、不公平が生じ得ます。厳格な公平性を確保するためにも、採点基準等、司法試験にかかわる情報を公開すべきです。また、審査委員と法科大学院の教員の兼任を前提とするのであれば、同様に厳格な公平性の確保の観点から、審査委員の授業のレジメ、期末試験の問題、解説を一定期間遡って公開する等の措置も必要です。

4 おわりに

先にも触れましたように、今回の不祥事は、新司法試験の合格率が制度設計時に想定されていたものとは異なり、大変に低いものとなったことに端を発しています。

司法制度改革審議会意見書は、質的に多様化、専門化、複雑化し、量的に増大する法的需要に既存の体制では十分に応えられないとの認識から、政府主導のもとでなされた法曹三者・法律サービスの提供を受ける側（経済界、労働界、消費者等）の代表者等による議論をふまえ、政府により、国民に対し示された方針です。この方針の背景には、人口比で見れば地方の弁護士は圧倒的に少ないこと、官庁、地方自治体、議会、政党、企業、NGO等に法曹資格取得者を配置することが、「法の支配」の拡充に不可欠だとの判断がありました。この方針の下、法科大学院制度は、「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成を目指して作られました。これを受け、司法試験も、実務家として身につけておかななくてはならない基本的な知識・能力を問う資格試験として位置づけられるようになりました。法曹養成の関係者は、今後求められる法曹のあり方について従来の法曹イメージにとらわれることなく、司法制度改革の真の理念を反映し、実社会のニーズをふまえた法曹養成制度の検討・運用を行っていくべきです。

特に、合格者数と法科大学院の定員の乖離の問題については、これを放置するのではなく、司法制度改革の理念に沿う制度としていくために必要な合格率を維持できるよう、

日弁連、法科大学院協会、各法科大学院等とも協力し、適正な合格者数、法科大学院の定員とするための対策に早期に取り組むべきであると考えます。

法曹人口拡大による「法の支配」拡充の努力を継続することが、より公正・公平かつ効率的な社会形成に繋がることを念頭に、国民のためにどのような制度としていくべきかの観点から、開かれた場において、きちんとした議論がなされることを望みます。

以上